

～「農地を活かし、地域を育てゆく」を合言葉に、地域の農業振興に取り組みます。～

本年もよろしくお願いたします

明けましておめでとうございます。平素より農業委員会の活動につきましてご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

令和元年9月に発生した台風第15号および10月に発生した台風第19号の被害に遭われた方々にお見舞い申し上げますとともに一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

さて、今年から、いよいよ特定生産緑地の指定申請受付が始まります。申請期間内にお手続きをされないと固定資産税が増額され、新たに相続税納税猶予制度の適用が受けられなくなります。生産緑地を所有されている方におかれましては情報に留意し、もれなく対応して頂きますよう、お願い申し上げます。

先祖から受け継いだ家と農地をどのように次の世代に引き継ぐかは今の当主の責任です。また「家」は当主ひとりでは守れません。農家にとって大切な農地に関すること、農業の継続に関することを一年の初めに是非、家族で話し合しましょう。



国立市農業委員会会長

きた しま よし あき
北島 義 昭

都市農地貸借円滑化法について

……… 生産緑地の貸借ができるようになりました ……

都市農地の貸借の円滑化に関する法律が平成30年9月1日に施行され、本法の施行にあわせて生産緑地法施行規則および相続税納税猶予制度がそれぞれ改正されました。今回の制度改正により、事実上困難であった生産緑地の貸借を行うことができるようになり、経営規模を拡大することが可能となりました。

- ① 期限の到来により農地が返却される。
(ただし、賃貸借の場合、相続発生時には借主との合意解約が必要)
- ② 相続税納税猶予制度が継続される。
- ③ 貸借農地への一定の関与により主たる従事者証明が発行される。

※本法に関する詳細や生産緑地の貸借についてご要望のある方は、農業委員会事務局までお問合せ下さい。

第42回 国立市農業まつりを開催しました！



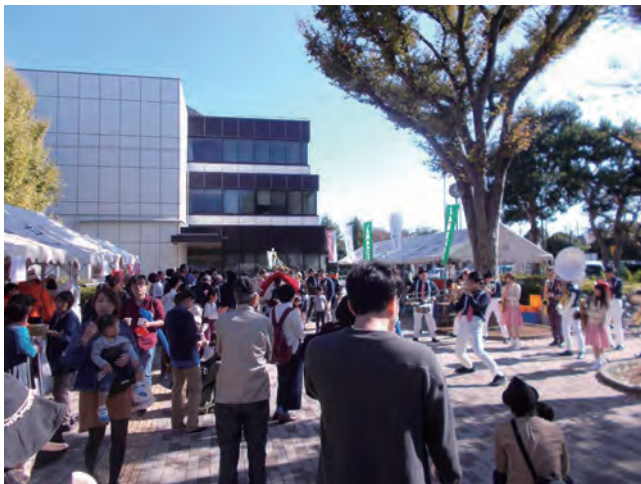
11月9日・10日の2日間秋晴れのもと国立市役所西側広場を中心に国立市農業まつりが開催されました。市役所1階ロビーでは、農家の方々や、体験農園などに参加されている皆様の自信作が多数出品され農産物の品評会が行われました。令和元年は大変な天候不順で色々ご苦労されたにもかかわらず、見事な野菜や果実が出品され厳正に審査されました。市役所西側広場・谷保第四公園では、JA東京みどり国立地区青壮年部による野菜の販売やJA東京みどりによる出店、国立市

商工会女性部、くにたち・イタリア商店の会、国立市消費生活展、こことのによる飲食等の出店、また国立市消防団のポンプ車の展示やくにたちの暮らしを記録する会による輪飾り作り、国立HISTORICA G.P.2019の自慢の旧車展示、いずれも大盛況でした。

また、例年好評企画の無料配布された農業委員会による苗木やふかし里芋、JA東京みどり国立地区朝顔・鉢物生産部のパンジー・ビオラ、国立さくらの会によるけんちん汁は、どれも大人気でした。体験イベントでは大根ひっこ抜きが行われました。展示物では、JA東京みどり国立地区野菜生産部による宝船も大変立派に出来ました。

まつりの2日間、普段野菜を食べないお子さんが、美味しい！と野菜を喜んで食べている姿に作り手の意義を感じるとともに、「このまつりを楽しみにしている。国立の農業まつりに、また行きたい。」と思ってもらえるようなまつりにしていきたいと思えます。

最後に台風第15号、第19号の被害にあわれた方々に心からのお見舞いを申し上げますとともに、農業まつりを無事に終える事が出来ましたことに深く感謝申し上げます。ありがとうございました。



農産物品評会



セレモニー



ふかし里芋の準備



大根ひっこ抜きイベント

令和元年度「稲作体験学習会」を実施しました

10月3日(木)、古民家前の体験水田で、市内8校の小学5年生509名による稲刈りが行われました。

この日は、天気恵まれ、オープニングセレモニーの後、注意事項があり、第三小学校から田んぼに入り、鎌の持ち方、稲の刈り方の指導を受けて稲刈りが始まりました。

最初はなかなかうまく刈れませんでしたでしたが、だんだんとコツをつかみ、「自信が出てきた」という言葉も出ていました。「お米ができるまでには大変な苦労があるんだね」という声も。担当の稲刈りが終わると今度は、束ね方を教わり自分達で刈った稲を紐で束ねました。一人で束ねたり二人で束ねたり、「コンニャロー」という声も出しながらも無事に終了しました。

11月5日に農業委員会で脱穀、粳摺りを行い、玄米で、約360kg、精米後約292kgのお米を各学校に届けることができました。ご協力いただいたJA東京みどり職員の皆さま、各支部長の皆さま、教育指導支援課の皆さま、各学校の担任の皆さま、子供たちへの温かいご指導をありがとうございました。



城山さとのいえより

令和元年度
実施事業の例



わくわく稲作体験



夏野菜の収穫体験



秋野菜の収穫体験

新年明けましておめでとうございます。

ことしは3月に城山さとのいえが創立5周年の節目を迎えます。気候変動が激しさを増すなか、「さとのいえで農業体験が楽しめる」という評判が着実に広がっています。このことは農家の皆さまのご協力を抜きには語れません。変わりやすい天気は作物の生育はもちろんのことイベント開催にも影響を及ぼしますので、市報による公募のほかにも収穫体験などの機会を増やす努力をしています。近隣農家の皆さまが城山さとのいえを仲介役として柔軟に希望者を受け入れてくださることで「農家さんに野菜の目利きを教えてもらえた」「子どもが野菜に興味を示した」といった好評が日々広がっています。

よりいっそう皆さまから喜ばれる施設になれますよう、本年もどうぞよろしくようお願い申し上げます。



農業者のみなさんへ



農地利用状況調査を実施しました



肥培管理の状況を確認しています

※農地はイメージであり、指導対象農地ではありません。

農業委員会では、令和元年10月16日に農地法第30条に基づいて市の固定資産税係職員、都市計画係職員と共に農地利用状況調査を実施しましたが、市内農地を見回る中で、肥培管理が必要な農地が見られました。

全て農地(生産緑地・宅地化農地など)は肥培管理を行い「農地の有効活用」を図る必要があります。特に生産緑地及び相続税納税猶予農地は、税制上の優遇措置を受けており耕作義務が課せられています。宅地化農地に関しても固定資産税、都市計画税ともに評価の控除がなされています。耕作の状況により、課税の変更がなされますのでご確認ください。

農地の肥培管理をしっかりと行わなければ優遇措置が見直される可能性があり、また周辺の方々のご迷惑にもなります。改善が必要とされた農地については、農業委員会から改善通知を送付し、なお改善が認められない場合には指導等を行います。

今回の調査に基づき口頭、文書により指導を行った件数は19件でした。

特定生産緑地の指定について

是非、
ご参加ください！

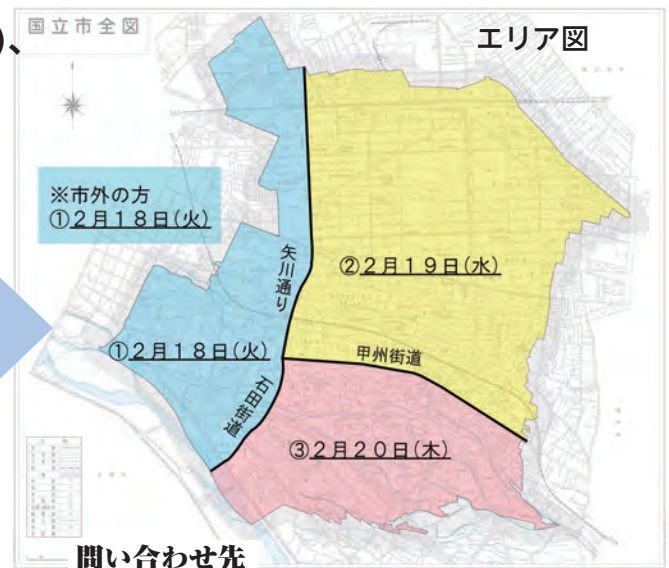
市では、特定生産緑地の指定に向けて、令和2年度からの指定申請受付のための説明会を実施いたします。

- 日時 令和2年2月18日(火)、19日(水)、20日(木)3日間
いずれも午後7時00分から

- 会場 市役所3階 第1会議室

お住いのエリアごとに日時を指定していますので(エリア図を参照ください)、指定された日にご参加ください。

※ 指定された日でご都合がつかない場合は、問い合わせ先までご連絡ください。また、平成4・5・6年に生産緑地に指定された農地を所有されている方には別途、開催案内を郵送いたします。



問い合わせ先
都市計画課都市計画係 042-576-2111 (内 361)